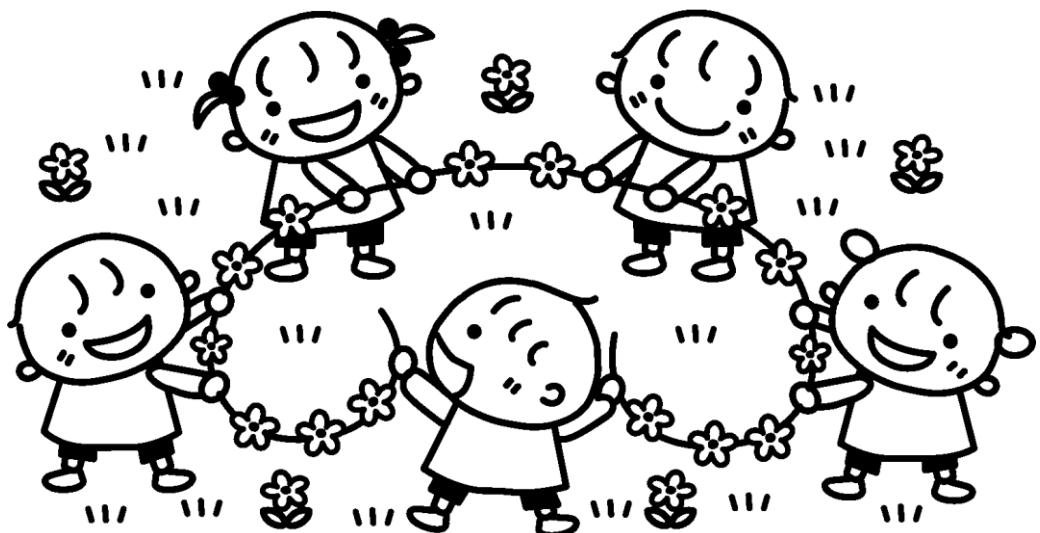


令和 7 年度

重要事項説明書

(入園のしおり)



木津川市立やましろこども園

# やましろこども園 重要事項説明書（入園のしおり）

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 事業者の運営主体

事業者の名称	木津川市
事業者の所在地	木津川市木津南垣外110番地9
事業者の電話番号	0774-72-0501
代表者氏名	市長 谷口 雄一

## 2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園					
名称	木津川市立やましろこども園					
所在地	木津川市山城町北河原古屋敷41番地1					
電話番号・FAX	TEL0774-86-4843・FAX0774-86-5767					
施設長氏名	田中 裕加里					
開設年月日	令和6年4月1日					
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号					9人
	2号・3号	12人	54人		175人	
取扱う保育事業	一時預かり、延長保育、預かり保育					

## 3 施設・設備の概要

敷地面積	3,323.93m <sup>2</sup>		
園舎	構造	鉄筋コンクリート造一部平屋2階建	
	延床面積	1,795.78m <sup>2</sup>	
施設設備の数と面積	乳児室	2室	66.62m <sup>2</sup>
	ほふく室	2室	24.52m <sup>2</sup>
	保育室	10室	618.18m <sup>2</sup>
	遊戯室	2室	177.08m <sup>2</sup>
	調理室	1室	56.84m <sup>2</sup>
	調乳室	1室	6.75m <sup>2</sup>
	便所	8室	106.72m <sup>2</sup>
	医務室	1室	15.68m <sup>2</sup>
	事務室	1室	75.90m <sup>2</sup>
設備の種類	プール、冷暖房等		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	1,046.22m <sup>2</sup>	

## 4 施設の目的・運営方針

目的	教育・保育を必要とする子どもの保育を日々行い、その健全な心身の発達を図る
運営方針	<p>保育理念 「子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園を目指す」</p> <p>保育方針 「のびのびと明るく 心身ともに丈夫な子どもを育成する」</p> <p>めざす子ども像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るく豊かな感性をもつ子ども</li> <li>・“人”やすべての“命”を大切にする子ども</li> <li>・物事に意欲的に取り組みやりとげる子ども</li> <li>・のびのびと自己表現できる子ども</li> </ul>

## 5 職員体制

園長	1人
副園長	1人
教頭	2人
保育教諭	44人
早朝・延長保育士	6人
栄養士	0人
調理員	6人
用務員	1人

## 6 開所日及び休園日



### ＜開所日＞

開所日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
-----	---

### ＜休園日＞

1号認定	土曜日・日曜日・祝日 夏季休業日：7月21日から8月31日まで 冬季休業日：12月25日から1月7日まで 春季休業日：3月25日から4月5日まで
2号・3号認定	日曜日・祝日・年末年始

## 7 教育・保育を提供する時間

### (1) 開所時間

平 日	午前7時30分から午後7時00分まで
土 曜 日	午前7時30分から午後5時00分まで

\* 土曜日は、両親どちらか仕事が休みの場合、家庭保育をお願いします。

### (2) 教育標準時間

平 日 の 教 育 時 間	午前8時30分から午後1時00分まで
預 か り 保 育 時 間	学期中：午後1時00分から午後4時30分まで 長期休業中：午前8時30分から午後4時30分まで

### (3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

平 日 の 保 育 時 間	午前7時30分から午後6時30分まで
土 曜 日 の 保 育 時 間	午前7時30分から午後5時00分まで
延 長 保 育 時 間	平 日：午後6時30分から午後7時00分まで

### (4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

平 日 の 保 育 時 間	午前8時30分から午後4時30分まで
土 曜 日 の 保 育 時 間	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	平 日：午後4時30分から午後7時00分まで 土曜日：午後4時30分から午後5時00分まで

## 8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	月額3,000円とする 1回当たりの額は、30分当たり200円とする ※公共交通機関における遅延のためスポット料金が発生した場合は、遅延証明の提出または提示により免除されます。
預かり保育料	(学期中) 午後1時～午後4時30分：500円とする (長期休業中) 午前8時30分～午後4時30分：1,000円とする 午前8時30分～午後1時00分：500円とする 午後0時30分～午後4時30分：500円とする
その他別表に定める料金	*別紙①参照

## 9 保育利用時間申請兼延長保育申請・預かり保育の手続きについて

### (1) 保育利用時間申請兼延長保育申請（2号・3号認定利用者向け）

保育時間前後において、保護者の就労時間等の関係上やむを得ない場合に、延長保育を実施します。

### (2) 預かり保育（1号認定利用者向け）

教育時間終了後（又は長期休業中）において、希望する園児を対象に、保護者の子育てを支援することを目的として預かり保育を実施します。

- 利用できる事由

- 就労・就学
- 出産（産前・産後）
- 介護
- 病気（保護者・家族）
- 兄・姉の授業参観（小・中学校）
- 災害
- リフレッシュ（※リフレッシュ利用は週に1回、月4回までです。）

- 期日までに、「預かり保育利用申請書」を園に提出してください。

申請書は職員室にあります。

- 学期中（長期休業中は1日又は午後利用）の利用の場合は、午睡用布団（上・下1組）等をご用意ください。

- 月末に集計し、翌月に利用料を徴収させていただきます。

## 10 支払方法

- 原則口座振替払

- 支払期日 毎月月末（非営業日の場合は翌営業日となります）

## 11 提供する教育・保育の内容

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に沿って、小学校就学前子どもの発達に必要な教育・保育を提供します。

### ＜教育・保育目標（年間）＞

ク ラ ス	年 齢 別 目 標
0 歳 児	よく寝、よく食べ（飲み）、機嫌よく遊べる生活リズムをつくり大人との安定した人間関係を確立していく。
1 歳 児	安心できる保育教諭との関係のもとで、食事、排泄などの活動を通して自分でしようとする気持ちが芽生えるようにする。
2 歳 児	安心できる保育教諭との関係のもとで、食事、排泄などの簡単な身のまわりの活動を自分でしようとする。
3 歳 児	食事、排泄、睡眠、衣服の着脱など、生活に必要な生活習慣が身につくようにする。
4 歳 児	遊びを通してお互いを認め合う心を養い、創造の芽生えを育む。
5 歳 児	人を思う心、創造的な力、何事も最後までやろうとする力を身につける。

\*年間行事予定表は、別紙②参照

## ＜クラス編成＞

年齢	クラス名
0歳児	たまご組
1歳児	こあら組
2歳児	ばんだ組・くま組
3歳児	きりん組・うさぎ組
4歳児	ばら組・ゆり組
5歳児	さくら組・ひまわり組



## ＜毎日の教育・保育の流れ＞

時間	1号認定(教育・幼児)	2号認定(保育・幼児)	3号認定(乳児)
7:30		開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園
8:30	教育時間開始 順次登園	保育短時間(8時間)開始 順次登園	保育短時間(8時間)開始 順次登園
9:30	教育・保育時間 あそび(室内外) 散歩等	教育・保育時間 あそび(室内外) 散歩等	おやつ(2歳児12月まで) あそび(室内外) 散歩等
10:00			
11:00	食事	食事	食事
12:00			午睡
12:30	降園準備 降園	預かり保育(有料) 午睡	午睡
13:00		午睡 〔3歳児・4歳児は一年中 5歳児は夏季中〕	
14:30		目覚め おやつ	目覚め おやつ
15:30		遊び(室内外)	遊び(室内外)・順次降園
16:30		遊び(室内外)・順次降園	遊び(室内外)・順次降園
	預かり保育時間終了	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30		保育標準時間終了	保育標準時間終了
19:00		閉園	閉園

\* 食事・午睡は、年齢によって時間が前後します。

## 12 給食について

- ・自園調理を行い、適切な栄養量で多様な食品を取り入れ、栄養バランスの取れた献立を提供しています。
- ・3歳未満児(0・1・2歳)は完全給食です。
- ・離乳食や除去食については、給食担当者及び担任と相談のうえすすめます。
- ・アレルギー対応食のある場合は、できる限り、園児の座席を一定にします。また、必要に応じて別のテーブルを使います。特に、低年齢の場合には、担任が近くに座り、食事介助を行うとともに他の子の食べ物を食べないように注意します。
- ・3歳以上児は副食給食です。白飯でお子さんに合った量を持たせてください。
- ・体質上食事制限や、除去食を必要とする場合、検査を受け医師の診断書を提出してください。

## 〈食育の取り組み〉

- ・地産地消を心がけ、旬を大切にした献立作り
- ・各年齢に応じた菜園活動及びクッキング
- ・発達に応じて食事マナーの指導
- ・給食展示を通しての紹介など



## 13 保護者に用意していただくもの

### (1) 入園時にご用意いただくもの

#### 〈書類〉

- ・重要事項同意書
- ・家庭環境調査表
- ・救急カード
- ・災害時引き渡しカード
- ・スポーツ共済同意書
- ・写真撮影及び掲載に関する同意書

#### 〈準備物〉

\*別紙③参照

### (2) 服装について

- ・動きやすく、着脱しやすく汚れてもよい服装
- ・ひもやフードなどの引っかかりやすい服、チュニック、スカート付きズボンは避けるようにしてください。
- ・運動靴（足に合ったはきやすいもの）
- ・カラー帽子
- ・髪ゴムは、飾りのついていない物にしてください。
- ・衣服や靴など持ち物には名前を明記してください。



## 14 登園・降園について

- ・登降園管理システム「コドモン」により、園児の登降園の管理を行います。登降園は、保護者が所定のタブレットにスマートフォンをかざしてください。お子様にはさせないでください。  
欠席・遅刻の場合は、9時までにアプリに入力してください。
- ・送迎は、保護者が責任をもって行ってください。  
(小、中学生による送迎は認めません。)  
万一代理の方にお迎えを依頼される場合や、送迎時間に変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。
- ・朝は午前9時00分までに登園してください。
- ・平日の午前7時30分から9時00分までこども園南側フェンス通用門を開けておりますのでご利用ください。
- ・こども園玄関前の駐車スペースに限りがありますので、お車でお越しの方は、すみやかに場所をあけていただきますようにお願いします。
- ・6歳未満乳幼児を自動車に乗せる際は、チャイルドシートの装着、又自転車に乗せる際はヘルメットの着用が義務づけられています。必ずつけましょう。
- ・お近くの方は、極力徒歩、及び自転車での送迎のご協力お願いします。
- ・保護者用の吊り下げ名札を各家庭2個ずつ配布しますので、送迎の際は必ず、つけてください。

## 15 園と保護者との連携について

### (1) 毎月「園だより」、「献立表」を発行します。

行事やその他のお知らせ等は、その都度コドモンでの配信または、プリントなどで連絡します。必ず目を通してください。

### (2) 園からの緊急連絡（警報発令時等）は、コドモン及びメールで一斉配信します。

\*心配なこと、分からぬことはいつでも職員にお尋ねください。

\*勤務先、住所、電話番号が変更になった場合は、すみやかに連絡してください。

## 16 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

- ・園児健康診断 全園児 年2回
- ・歯科検診 全園児 年1回
- ・尿検査 全園児 年1回 など



### (2) 健康管理、病気、怪我のときの対応

- ・病気の場合は早期発見、早期治療に心がけてください。
- ・病気や怪我の場合は、状況に応じて保護者に連絡しますので、連絡先《必ず連絡のつく所（携帯番号だけではなく職場等）》を明確にしておいてください。基本として、体温が37.5℃にならない場合でも、お子さんの状態によっては念の為に連絡する場合があります。
- ・こども園の管理下において、事故、災害時に対応して、独立行政日本スポーツ振興センターへの加入制度があります。（一部保護者負担あり）
- ・原則として薬は持ってこないでください。薬を飲まなければならぬ時はまだ病気が治っていないものとしてお家で十分休養させましょう。やむを得ず薬を持ってこられる場合は、登園時に「与薬依頼書」に必要事項を記入し、主治医が記入した「与薬に関する主治医指示書」及び医師または薬局が発行した「薬剤情報提供書（成分表）」を添え、園児の名前・日付を記入した薬剤を保育教諭に手渡しにより提出してください。 \*別紙④-1 参照
- ・持病があるお子さんについては、できるだけ詳しくお知らせください。
- ・感染症の病気については医師の指示に従ってください。

\*別紙⑤-1・⑤-2 参照

## 17 園医（小児科・内科）・園歯科医について

医療機関の名称	若菜医院
医 院 長 名	若菜 和雄
所 在 地	木津川市山城町椿井舟戸27番地1
電 話 番 号	0774-86-2064

医療機関の名称	大西歯科医院
医 院 長 名	大西 太
所 在 地	木津川市山城町平尾不知田12番地1
電 話 番 号	0774-99-0050

## 18 利用の開始及び終了について

- ・開 始 : ①1号認定子ども : 別途定めた選考方法による  
②2号・3号認定子ども : 市が行う利用調整による  
本重要事項説明書に同意された後、同意書等を提出してください。
- ・終 了 : 以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。  
①1号・2号・3号認定子どもの区分に該当しなくなったとき  
②保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき  
③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 19 気象警報発令時について

「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」「大雪警報」のうち、いずれかひとつで警報が発表されたとき

在宅時 自宅待機となります。

在園時 警報を確認の上、園児の安全を配慮して、各家庭で自主的に迎えに来てください。ただし、事情により家庭保育ができない場合は、こども園で保育します。

本園は、洪水浸水想定区であるため、避難勧告又は避難指示の発令時には、山城中学校、棚倉小学校又は木津保育園に避難します。

※気象予報区は、「木津川市」区域となります。

※気象庁によると、「警報は、重大な災害が起きると予報されたときに発令されるもの」であることから、発令されている限りは、その時が晴れていようとも、非常に危険であると考えて行動することが重要です。

## 20 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発令時の対応について

前日の14時頃に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発令された場合、広域的に過去に例のない危険な暑さが予想されることを踏まえて、園児の健康に係る被害を防ぐ観点から、気象発令時と同様に自宅待機・家庭保育のご協力をお願いします。

## 21 地震発生対応について

### (1) 震度基準

木津川市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、全ての市立保育園・こども園において（2）及び（3）の対応とします。

※気象庁の発表は、細かい場合「木津川市○○町」（地域ごと）となります。保護者の帰宅やライフライン等は地域を超えて影響があると考えられるため、市内のどこか一つの地域でも「震度5弱」と出れば市立保育園・こども園で同じ対応をとります。

### (2) 家庭保育の協力依頼について

登園までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則家庭での保育にご協力をお願いします。

非常災害時は、保育士等の確保が困難となるうえ、ライフライン等の影響による非常事態の対応に追われるため、通常の園運営が出来なくなります。子どもの命を守るために最善の安全確保に努めていただきますようお願いします。

### (3) 園児の降園について

在園中に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応は次のとおりとします。

- 保護者が迎えに来られるまで、全園児を園又は状況に応じて基本的には各園所定の避難場所に待機させますので、迎えをお願いします。  
なお、震度5弱以上で連絡網も寸断され、保護者への連絡が取れない場合も想定されますが、迎えに来られるまでお預かりします。
- 各園においては、登園している園児についての安否を確認後、保護者もしくは緊急時の迎えの方へ確実に引き渡します。

\*別紙⑥参照

#### ＜近隣の緊急連絡先＞

警察署(110)	山城交番	0774-86-2049
消防署(119)	山城出張所	0774-86-4334
木津川市役所(72-0501)	保育幼稚園課	0774-75-1212

## 22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報、及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知とともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	田中 裕加里
消防計画届出年月日	消防署 令和6年4月10日
避難訓練	毎月1回実施（火災及び地震）
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

## 23 業務の質の評価について

### 〈こども園の自己評価〉

- ・保育士等の自己評価（チェックリスト）年2回実施
- ・人権擁護のためのチェックリスト 年1回実施

## 24 個人情報の保護について

### （1）園児及び保護者の個人情報の使用について

法令に基づき許容される範囲及び下記①～④の目的のために、必要最小限範囲内において使用します。

- ① 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう入学予定の小学校等との間で情報共有します。
- ② 他の施設などへ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設などに在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ③ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
- ④ 園の便りや園内掲示、市の広報などに写真や名前を掲示することがあります。掲載に不都合がある場合は、遠慮なく申し出てください。

### （2）その他個人情報に関する禁止事項

園児名簿など、他の園児や保護者に関する情報をメールで流したり、SNSに投稿したりという行為は、決してしないでください。ご自身で撮影されたビデオや写真についても、他の園児や保護者が写っている場合は同様とします。

\*別紙⑦参照

## 25 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	西田 貴子（副園長） 電話番号 0774-86-4843	
相談・苦情解決責任者	田中 裕加里（園長） 電話番号 0774-86-4843	
第三者委員	城野 知加子	電話番号 0774-86-2210 役職 主任児童委員
	藤田 恵美	電話番号 0774-86-4160 役職 主任児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

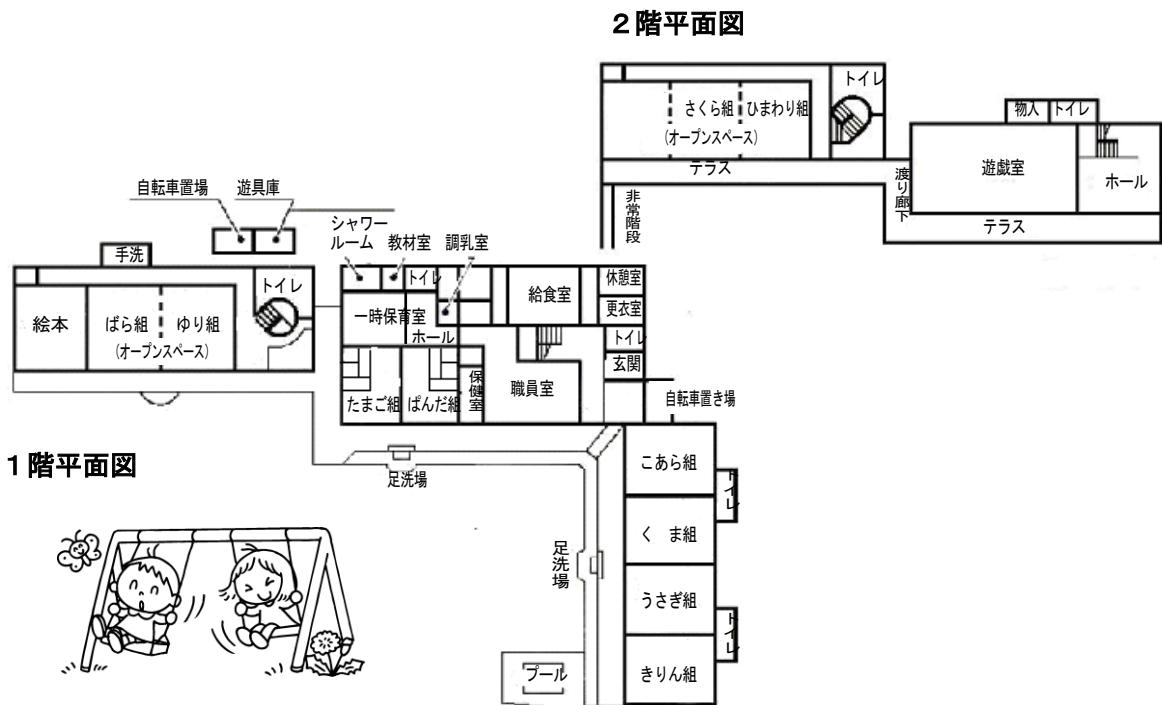
## 26 連携施設

連携施設の種類	子育て支援センター事業
名称	山城子育て支援センター
所在地	木津川市山城町椿井北代102
連携協力の概要	就学前の児童及びその保護者の育児支援

## 27 地域の育児支援について

- ・一時預かり事業の実施、園庭開放の実施 など

## 28 園舎平面図



## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
① 給食副食費 (3歳児～5歳児)	給食副食材料 (※副食費減免適応者を除く) (※1号は8月分徴収なし)	1号 3,500円 2号 4,500円
② 日本スポーツ振興センター保護者負担金	災害給付金	200円
③ 絵本代	月刊絵本	460円
④ 写真代	行事写真等	L版 80円 卒園記念 500円
⑤ 用品代	保育用品等	(下記参照)

(A) ★印につきましては、毎年購入です。 (単位：円)

用品名 (業者名)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クレパス 16色 (宮本教材)			770	770	770	770
自由画帳 (宮本教材)					330	330
サインペン (宮本教材)					700	700
色鉛筆 (宮本教材)						750
カラー帽子 (宮本教材)	青 900	紫 900	橙 900	黄緑 900	桃 900	黄 900
氏名印 (宮本教材)	345	345	345	345	345	345
乳児連絡帳 (宮本教材)	170	170	170			
徴収袋 (宮本教材)	55	55	55	55	55	55
作品袋 ★ (宮本教材)	90	90	90	90	90	90
のり (ひかりのくに)					220	220
はさみ (ひかりのくに)					480	480
粘土 (ひかりのくに)			230	340	340	340
粘土板 (宮本教材)			395	395	395	395
粘土ケース (宮本教材)			245	245	245	245
お道具箱 (宮本教材)				390	390	390
鍵盤ハーモニカ (マツヨ楽器)						5,000
(A) の合計	1,560	1,560	3,200	3,530	5,260	11,010

○鍵盤ハーモニカ (商品は、鈴木楽器メロディオン MX-27 色は黄緑)

(B)

体操服半袖シャツ (福井商店)				2,000	2,000	2,000
体操服半ズボン (福井商店)				1,900	1,900	1,900
(B) の合計				3,900	3,900	3,900

○カバンと上靴は、自由に購入してください。(3歳児以上)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
総合計 (A) + (B)	1,560	1,560	3,200	7,430	9,160	14,910

## 年間行事予定表

行 事	保 健	行 事	保 健
4月 入園式 個人懇談会 (5歳児) 遠 足 (5歳児)	内科検診	11月 運動会 (3・4・5歳児) 防犯訓練 運動会ごっこ (1・2歳児)	内科検診
5月 遠 足 (3・4歳児) 個人懇談会 (3・4歳児) 参 觀 (3・4・5歳児)		参 觀 (0歳児) お別れ遠足 (5歳児) 個人懇談会 (0歳児)	
6月 参 觀 (0・1・2歳児) 防犯訓練 個人懇談会 (2歳児) プール開き	尿検査 歯科検診 眼科検診 (4.5歳児) 耳鼻科検診 (4.5歳児)	12月 クリスマス会 個人懇談会 (5歳児)	
7月 夏まつり		1月 おもちつき	
8月 プール納め		2月 防犯訓練 生活発表会 (3・4・5歳児)	
9月 わくわくカーニバル (5歳児)		個人懇談会 (4歳児) 劇ごっこ (1・2歳児)	
10月 遠 足 (3・4歳児) 個人懇談会 (1歳児) 遠足ごっこ (2歳児)		3月 遠足ごっこ (1歳児) お別れ会 卒園式	

※ 身体測定・避難訓練は毎月行います。



## 《 3歳以上児 準備物 》

【毎日持ってくるもの】			図 例
1	手拭きタオル (吊るせるように紐がついたもの) 1枚 ※5歳児は、5月からハンカチを使用		1 手拭きタオル 
2	弁当袋 弁当用ゴム 口拭きタオル 耐熱性のある弁当箱 (保温対応が出来る物) 箸 箸箱 スプーン (必要に応じて)		2 弁当袋 
3	コップ コップ袋 歯ブラシ		3 コップ袋 ①絵本袋 
4	水筒 (飲める量のお茶をいれてください)  以上の物を通園カバンに入れて持って来てください。		②上靴袋 
【他の準備物】			③着替え袋 
①	絵本袋 (名前を袋の外に大きく記入してください)		
②	上靴 上靴袋		
③	着替え入れ袋 スーパーの袋 (汚れ物入れ用 名前記入) 着替え (ズボン、上着、パンツ、シャツ、靴下)		
④	午睡用布団 (上下) (布団本体にも、名前を記入) ※共通事項参照 タオルケット (夏用) « 1号認定 : 預かり保育利用の場合は必要 »		

## 《 3歳未満児 準備物 》

【毎日持ってくるもの】			図例
1	連絡帳 (名前を書いた平ゴムをつける) ※弁当ゴム不可		2. 手拭きタオル 
2	手拭きタオル (吊るせるように紐がついたもの) 1枚		
3	食事用エプロン 3枚		3. 食事用エプロン (ハンドタオルサイズ) 
4	口拭きタオル 3枚		
5	コップ袋 コップ (0歳児はマグでも可)		
6	汚れ物用の袋 2枚 (エプロン、衣服の汚れ物用 名前を記入) ※スーパーの袋のような持ち手があり防水の物		
【他の準備物】			4. 口拭きタオル (20 cm × 20 cm) 
①	《園の引き出しの中に入れておく物》 ※随时補充 衣類 半袖Tシャツ 長袖Tシャツ トレーナー ズボン等 各3枚 (季節に合わせて調整) 下着 オムツ (後に名前を記入) おしり拭き ナイロン袋 トレーニングパンツ (使用は個々に応じて) 予備用 食事用エプロン 口拭きタオル		
②	午睡用布団 (上下)・タオルケット (夏用) ※共通事項参照 (布団本体にも名前を記入)		

## 《 共通事項 》

※午睡用布団について	午睡用布団 (敷布団サイズ) 70cm 110cm 120cm 挂布団は表側 敷布団は裏側 
毎週、金曜日又は土曜日に持ち帰ってください。 (シーツの洗濯、布団の天日干しの為)	
新しく準備される場合は、必ず寸法を守ってください。 敷布団、掛布団ともに、中央に大きく名前を記入してください。	
※ 持ち物には、すべて名前を記入してください。	
※ 決められた物以外は、持たせないでください。	
※ カバンに、キーホルダーやお守り等はつけてこないでください。	

木津川市公立こども園

こども園での「薬」の取り扱いについて

- ① 園に登園する子どもたちは、本来、集団生活に支障がない健康状態にあり、通常では園で薬を扱うことはありません。ただし、医師の指示により、やむをえない場合については、保護者が記入された「与薬依頼書」と医師の記入した「与薬に関する主治医指示書」および「薬剤情報提供書」を、薬に添付して保育教諭に直接手渡してください。
- ② 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
- ③ 保護者の個人的な判断で持参した薬は、園としては対応できません。
- ④ 必ず薬剤に名前と日付を記入し、当日の1回分を持参してください。（水薬は小さな容器に移してください。）
- ⑤ 医療機関を受診し、処方された期間の薬剤のみ対応します。
- ⑥ 市販の薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑦ 吸入など医療行為は、園では実施できません。
- ⑧ 医療機関を受診する際には、医師に園では原則として薬の使用ができないことと、園に通園していることを伝え、教育・保育時間中に「薬」を服用しなくてもすむ処方を配慮していただきますよう依頼してください。

※ 「与薬依頼書」については、園にて登園時に記入してください。

別紙④- 2

※ 「与薬に関する主治医指示書」については、園に用意しています。

コピーをお使いください。

別紙④- 3

※ 上記の項目において不備がある場合は、与薬ができません。

与薬依頼書について

やむを得ず、薬を持参される場合・・・下記について必ず守ってください。

- ①与薬依頼書に記入し、保育教諭に直接手渡してください。
- ②必ず薬に名前を記入してください。
- ③1回分を持参してください。（水薬は小さな容器に移してください。）
- ④医療機関を受診し、処方された薬のみ対応します。
- ⑤市販の薬、解熱剤、坐薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑥長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑦吸入など医療行為は、園では実施できません。
- ⑧医療機関で園に通園していることを医師に伝えてください。

与 薬 依 頼 書			
やましろこども園長様 令和 年 月 日			
医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示があり ましたのでお願ひいたします。(太枠のみ記入)			
クラス名			
園児名		保護者名	
病院名			
病院受診日	月 日		
病 名	風邪・咳・腹痛・下痢・嘔吐・中耳炎 アレルギー・その他( )		
薬の種類 (数量)	粉薬・水薬・外用薬(塗り薬・点眼) ( )・( ) ( )・( ) その他( )		
服用時間	食前・食間・食後 その他( )		
備 考			
受取者名		与薬者名	

## 主 治 医 様

日頃は、園児の健康管理にご協力賜りありがとうございます。

さて、当園では、与薬は本来保護者に行っていただくことが望ましく、事故防止などの観点からも、園児に関する与薬を原則としてお断りをさせていただいております。ただし、やむを得ず保育時間中に与薬が必要となる場合は、医師の処方薬に限り、保育教諭が与薬します。

つきましては、保護者には「与薬依頼書」を提出して頂き確認のうえ実施することにさせていただいておりますが、より一層の安全を考え、先生のご意見をいただきたく以下の意見書に必要事項のご記入をお願い致します。

※保育時間中に「薬」を服用しなくてもすむ処方をしていただきますようお願い申し上げます。

木津川市立やましろこども園

## 与薬に関する主治医指示書

令和 年 月 日

園児氏名 平成 年 月 日生 (男・女)  
令和

医療機関名

電話番号

主 治 医

病名					
薬品名	処方日： 月 日				
一包化又は混合の有無	有	無			
用法	1 日 回 (朝・昼・夕・就寝前・その他具体的な時間帯 )				
具体的な使用方法 (外用薬など)					
与薬が必要な時間	時	分			
与薬が必要な期間	月	日	～	月	日
その他の注意事項					

## 集団でかかりやすい感染症について

医師の診断を受けてから登園届に記入（保護者） ※別紙⑤-2 参照

## 【出席停止を伴う感染症】

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ 特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等 感染症を除く。	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること (乳幼児にあっては、3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	—	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで (「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることにより判断します)
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ~ 2 日前から 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157,O26,O11 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受けてから登園届に記入（保護者） ※別紙⑤-2 参照

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24 ~ 48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、 ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

## 登園届について

登園届

施設名

児童名

出席停止期間

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 から 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで

病状が回復し、医療機関名 \_\_\_\_\_

において集団生活に支障がない状態と判断されましたので、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
から登園します。

病名	<input type="radio"/>	病名	<input type="radio"/>
麻しん(はしか)		溶連菌感染症	
インフルエンザ		マイコプラズマ肺炎	
新型コロナウイルス感染症		手足口病	
風しん		伝染性紅斑(りんご病)	
水痘(水ぼうそう)			
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス)	
結核		ヘルパンギーナ	
咽頭結膜熱(ブル熱)		R Sウイルス感染症	
流行性角結膜炎		帯状ほうしん	
百日咳		突発性発しん	
腸管出血性大腸菌感染症 (0-157、0-26等)		その他( )	
急性出血性結膜炎			
結膜炎菌性結膜炎			

なお、この件に関して、対面または、書面等で病状等を上記医療機関に問合わせることを許可します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_ (自署)

「登園届」は職員室にあります。  
早朝保育時間については、  
職員にお声かけください。

## 災害時引き渡しカードについて

# 「災害時引き渡しカード」

1. 園児名 ( ) 年児 ( ) 組 名前 ( )

## 2. 保護者

保護者名	続柄	連絡先

## 3. 保護者にかわる災害時・緊急時の引取者

	氏名	園児との関係	緊急連絡先 (携帯電話番号等)
第1引取者			
第2引取者			

\* 父母以外・18歳以上でお願いします。

\* 引取者の方に登録している旨を伝えておいてください。

## ※ 園記入欄 (災害時記入)

【引き渡し日時】 月 日 ( ) 時 分

【引取者】 ( ) 連絡先 ( )

本人確認 ( )

【引き渡し職員】 ( )

【引き渡し場所】 ( )

## 個人情報の取り扱いについて

木津川市立やましろこども園は、本園の園児・保護者の皆様の個人情報の取り扱いにつきまして、「木津川市個人情報保護条例」及び関係条例等を遵守し以下の利用目的、個人情報の提供等により管理・運用・保護に努めます。なお、以下2.に記載するとおり、園児又は保護者の個人情報を第三者に外部提供することがありますが、本園の円滑な運営のため、ご理解、ご協力をいただき別紙同意書を本園まで提出くださいますようお願いします。

### 1. 個人情報の利用目的

本園は、収集した個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用する場合には、本人又は保護者から事前に同意を得ることとします。

- (1) 園児の教育・保育活動の企画立案・実施・検証研究、健康・安全の管理・向上
- (2) 本園の教育・保育に係るご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 本園業務に関する情報提供・運営管理・教育・保育の充実
- (4) その他園業務に関連・付随する業務

### 2. 個人情報の提供

本園は、次の場合を除いて、収集した個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、本人又は保護者が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合
- (3) 保護者会への園児および保護者の氏名、保護者会運営のために必要な情報の提供、なお、保護者会への上記個人情報の提供に際しては、あらかじめ保護者会との間で以下の事項について取り決めた同意書を取り交わします。
  - ・保護者から、当該個人情報を漏洩しないための厳正な管理
  - ・保護者会から第三者への再提供の際にはあらかじめ文書で本園の了承を得ること
  - ・保護者会が当該個人情報の利用目的を終了した際は、速やかに本園に返却するか安全に廃棄すること
- (4) その他法令に基づく場合又は出版、報道等により公にされているとき
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
- (6) 本園及びこども園所管課があらかじめ木津川市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、外部提供をすることが事務の執行上やむを得ない場合又は外部提供をすることについて相当の理由がある場合であって、当該外部提供をすることによって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき

### 3. 個人情報保護に関する窓口

木津川市立やましろこども園 電話:0774-86-4843 園長 田中 裕加里